

平成 20 年第 1 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 20 年 1 月 29 日第 1 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明	24 番	竹内睦夫

1、本日の出席議員（ 22 名 ）

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
4 番	池田好隆	5 番	宮崎信一
6 番	佐藤文昭	7 番	佐々木正明
8 番	小川正文	9 番	伊藤知
10 番	加藤照美	11 番	佐々木弘志
12 番	村上次郎	13 番	菊地衛
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明	24 番	竹内睦夫

1、本日の欠席議員（ 2 名 ）

3 番	市川雄次	14 番	佐々木清勝
-----	------	------	-------

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 竹内 享一 局長補佐 藤谷 博之
議事調査係長 佐藤 正之 主 査 佐々木 美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	副市長	横山 昭
教育長	三浦 博	企業管理者	佐々木 勝利
総務部長	佐藤 好文	市民部長	池田 史郎
健康福祉部長	笹森 和雄	産業部長	岩井 敏一
建設部長	金子 則之	教育次長	小柳 伸光
ガス水道局長	須田 登美雄	財政課長	森 鉄也
税務課長	齋藤 利秀	生活環境課長	長谷山 良
福祉事務所長	細矢 宗良	農漁村整備課長	伊藤 賢二
教育委員会総務課長	阿部 均	仁賀保公民館長	佐藤 知公
ガス水道局管理課長	佐藤 俊文		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

平成20年1月29日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第2号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）
- 第5 議案第3号 平成19年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 第6 議案第4号 平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第7 議案第5号 平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開会

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成20年第1回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定により、7 番佐々木正明議員、8 番小川正文議員を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題にします。

議会運営委員会副委員長の報告を求めます。22 番佐々木正己議会運営副委員長。

【議会運営副委員長（22 番佐々木正己君）登壇】

議会運営副委員長（佐々木正己君） おはようございます。

去る 1 月 22 日に議会運営委員会を開いて、本日の臨時会の日程を検討いたしました。本臨時会は本日 1 日限りとしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（竹内睦夫君） これから議会運営副委員長の報告に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営副委員長の報告のとおり本日 1 日間と決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 1 号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第 7、議案第 5 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 4 号）までの 5 件を一括議題とします。

これの朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。臨時会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

議案第 1 号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

現在建設中の象潟中学校の校舎棟が今月末に完成し、検査・引き渡し後の 2 月 12 日より新校舎への移転作業を進め、2 月 18 日から授業を開始する予定であります。そのため、所在地の変更を行う必要がございますので、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 2 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 593 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 148 億 7,680 万円と定めるものでございます。

歳入の主なものとしては、原油高騰に伴う低所得者世帯への負担軽減を図るため、1 世帯当たり 1 万円の商工会の商品券を支給する灯油購入費等緊急助成事業の県補助金として 425 万円、昨年 8 月の集中豪雨により被災した農業用施設災害復旧事業費の増加及び補助率のかさ上げ等により、県補助金 1,435 万 1,000 円を計上したものでございます。なお、分担金につきましては、農業用施設災害復旧事業費の補助率がかさ上げされたことにより、受益者の負担が軽減され、1,266 万 4,000 円

の減額となっております。

次に、歳出の主なものとしては、灯油購入費等緊急助成事業として1,741万1,000円、3月16日のJFL開幕戦に向けた仁賀保運動公園サッカー場本部棟の改修工事関係分として321万1,000円、農業用施設災害復旧事業費の確定に伴う小規模土地改良事業補助金として630万円を計上したものでございます。

また、国の地方財政対策として、平成19年度から21年度までの臨時特例措置により政府資金等から借り入れた年利5%以上の高金利の地方債の一部について、保証金免除による繰上償還が認められることになりました。そこで、繰上償還のための財政健全化計画を策定し、財務省と協議をしておりましたが、先般正式に承認されましたので、今年度は対象となる年利6.6%以上の分として4,963万3,000円、また、公債費の負担軽減を推進するため、任意の繰上償還分として5,181万円を計上したものでございます。

なお、繰上償還に係る財源は、歳出において財政調整基金積立金を減額して対応するものでございます。

次に、議案第3号平成19年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）でございませう。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,008万7,000円と定めるものでございませう。

補正の内容としては、一般会計の説明で申し上げましたとおり、公的資金の保証金免除による繰上償還を行うための補正でございませう。

議案第4号平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございませう。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,824万円と定めるものでございませう。

補正の内容としては、簡易水道特別会計と同様に、公的資金の保証金免除による繰上償還を行うための補正でございませう。

議案第5号平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）でございませう。

資本的収入について、資本的収入予定額に2億3,099万9,000円を追加し、資本的収入の総額を3億1,222万1,000円と定めるものでございませう。また、資本的支出について、資本的支出予定額に2億3,133万円を追加し、資本的支出の総額を5億5,396万9,000円と定めるものでございませう。

補正の内容としては、一般会計等と同様に、公営企業健全化計画を策定し、財務省と協議をしておりましたが、承認されましたので、公的資金の保証金免除による繰上償還を行うための補正でございませう。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださるようお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を行います。初めに、議案第1号について、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、議案第1号につきまして補足説明をいたします。

市長の説明がありましたとおり、建設中の象潟中学校につきましては、新校舎が今月末に完成し

まして、既に完成済みの体育館、給食調理場とともに新しい象潟中学校がスタートすることとなりました。学校では2月12日より移転作業を行いまして、新校舎での授業を18日から行うこととしておりまして、生徒たちの新しい学校での生活が始まることとなります。それに伴いまして、新校舎の地番、象潟町字屋敷田108番地に住所を変更するものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第2号についての補足説明を総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、一般会計補正予算（第8号）の総務部関係について御説明いたします。

7ページをお開きください。2款1項2目財政管理費の25節積立金の補正については、公債費の負担軽減を図るため、今後計画的な繰上償還を行うこととし、これに伴う財源などとして、財政調整基金の積立金1億2,038万1,000円を減額するものでございます。

なお、補正後の財政調整基金残高は9億974万6,000円となる予定でございます。もう一度申し上げます。残高は9億974万6,000円となる予定でございます。

8ページをお開きください。12款1項公債費1目元金の23節償還金利子及び割引料1億144万3,000円は、財政調整基金積立金でも説明いたしましたが、地方債の繰上償還に伴う元金の償還額でございます。国の地方財政対策で、平成19年度から3年間の臨時特例措置として公的資金の補償金免除繰上償還が認められることとなり、国と協議してまいりました。財政健全化計画並びに公営企業経営健全化計画が行財政改革に相当程度資するものとして、地方債の金利にかかわる負担軽減を図ることが去る12月22日付で総務大臣から承認されました。

なお、この計画は、特例措置である高金利の公的資金の補償金免除繰上償還の適用が受けられるよう、計画されている事業に対し、可能な限りの公債費の発行を見込んでの計画であるということを御理解願いたいと思います。

次に、配付しております資料、公的資金補償金免除繰上償還計画表に基づき、平成5年以前に借り入れたしました地方債のうち、年利5%以上の公的資金について、今後の公債費負担の軽減を図る上から、平成19年度分として一般会計については年利6.7%以上の5件分、4,963万3,000円について補償金免除繰上償還を実施するものでございます。

もう一度御説明いたします。一般会計については年利6.7%以上の5件分、4,963万3,000円について補償金免除繰上償還を実施するものでございます。

また、この制度とは別に、財政健全化計画に基づき、任意の繰上償還分として、借入利率がそれぞれ1.34%、1.54%の2件分、元金繰上償還合計額5,181万円の繰上償還も行うこととしております。

なお、任意分についても、銀行引受債であることから、元金残高のみの繰上償還となり、今後の利子にかかわる補償金は発生いたしません。

以上が一般会計における繰上償還にかかわるものでございます。

このほか、今回提案しております議案第3号簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議案第4号農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第5号水道事業会計補正予算（第4号）でも、この制度を活用し、高利率の地方債を繰上償還し、これにかかわる償還財源を低利率の地方債

に借り入れるための補正予算を提案しておりますので、よろしくお願いたします。

これらの繰上償還については、3月末のそれぞれの定期償還期日にあわせて実施することとしております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、一般会計補正予算（第8号）の健康福祉部所管について補足説明いたします。

まず、歳入歳出予算の説明の前に、このたびの原油等の高騰に伴う生活支援策についての概要を御説明いたします。お手元に配布しておりますチラシのとおりであります。市では、原油価格の高騰に伴いまして、灯油など石油製品の店頭価格が大幅に引き上げられていることから、生活支援を必要とする世帯に対しまして支援することにいたしました。

助成の対象といたしましては、平成20年1月1日現在において、市の住民基本台帳に登録されており、引き続き居住している世帯で、生活保護世帯のほか、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯等のうち、平成19年度の市民税が非課税の世帯としております。

まず、高齢者世帯につきましては、世帯全員が昭和18年4月1日以前に生まれた年齢65歳以上の人のみで構成されている世帯を対象にいたします。障害者世帯につきましては、身体障害者手帳1級から3級までの手帳所持者がいる世帯、または、にかほ市介護保険制度における障害者控除対象者認定要項により障害者として認定された人が同居している世帯といたします。また、療育手帳AまたはBを所持する人、精神障害者保健福祉手帳1級または2級を所持する人が同居している世帯も該当いたします。それから、ひとり親世帯等ではありますが、母子及び寡婦福祉法で定義されているところの母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯が該当いたします。

それから、助成対象が重複する世帯もあろうかと思いますが、概数であります。高齢者世帯1,165世帯、それから障害者世帯332世帯、それから、ひとり親世帯等90世帯、それから生活保護世帯113世帯の計1,700世帯を今回の補正に見込んでございます。

助成額は1世帯当たり1万円といたしまして、にかほ市共通商品券で交付いたします。

制度の周知方法であります。お手元にありますPRチラシに申請書を一体化したものを2月1日号の広報と一緒に全世帯に配布いたします。そのほか、該当すると思われる方へは、申請書を同封の上、個別に通知いたします。また、2月1日、15日、3月1日発行の広報に制度の内容を掲載するほか、ホームページにも掲載いたします。

それから、申請から交付までのスケジュールであります。お手元のチラシの「申請について」というところをごらんいただきたいと思います。2月4日から8日まで、3地区巡回による申請受付のための臨時窓口を開設しまして、通常受付窓口開設は、福祉事務所を初め各サービスセンターで2月12日から2月29日までといたします。

それから、審査結果の通知につきましては、該当者には商品券の引換券を同封の上、随時発送いたします。該当しなかった方にもその旨を通知いたします。

2月18日から22日までは、3地区巡回による商品券引き換えのための臨時窓口を開設いたします。それから、臨時窓口の開設時間ですが、日中來られない方のために午後7時までといたしたいと思

っております。通常の引き換え窓口は福祉事務所及び各庁舎の市民サービスセンターで、2月25日から3月10日まで開設いたしたいと考えております。

いずれにいたしましても、この事業実施に当たりましては、申請窓口に来られない方につきましては郵送でも可能としておりまして、該当すると思われるけれども、申請をしていない方に対しましては、こちらから申請を促すなど、該当する方すべてに行き渡るように柔軟に対応してまいりたいと考えております。

それでは、歳入について御説明いたしますが、6ページをお開きください。15款2項2目4節の社会福祉費補助金425万円は、このたびの事業実施に伴う県からの補助金であります。県で実施する灯油購入費緊急助成補助基準額が1世帯当たり5,000円でありまして、その2分の1の補助率でありますので、2,500円が補助されることになっております。支給対象世帯を1,700世帯と見込んでございますので、総額425万円を計上いたしました。

それから、次に、歳出についてであります。7ページであります。3款1項1目7節から12節の役務費までは、このたびの事業に必要な事務的経費であります。20節扶助費につきましては、冒頭申し上げたとおり、1世帯当たり1万円の1,700世帯分を見込んだものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、教育委員会所管の補正予算について御説明を申し上げます。

7ページでございますが、10款1項2目事務局費の8節報償費でございますが、これは象潟中学校の竣工記念といたしまして、全校生徒に3Dクリスタルというものを記念品として差し上げたいということで計上しております。

それから、10款4項2目仁賀保公民館費の11節の需用費でございますが、修繕料といたしまして60万3,000円ほど計上してございますが、これはむらすぎ荘 — 仁賀保公民館ですけれども — の管理人室の浴室を改修いたしまして、サッカー競技の審判員が利用するシャワー室を設置するというものでございます。

次の8ページ、10款5項3目の屋外運動施設管理費でございます。その中の15節工事請負費でございますが、仁賀保運動公園サッカー場本部棟の改修工事といたしまして306万6,000円ほど計上してございますが、これは本部棟正面にですが、引き込みのサッシ戸、約9メートル60の、高さが2メートル20ほどのサッシ戸でございますが、これを2カ所に設置すると、そういうものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 産業部関係の補正説明を行います。

歳入ですけれども、6ページになります。12款1項2目1節の農業費分担金の1,266万4,000円の減額は、国の補助率が農地災害で50%から80.3%へ、また、農業施設災害が65%から91.2%と高率の補助率が見込まれることからの補正でありまして、補正後の分担金は462万8,000円になります。

なお、分担金の負担者は、市が負担する道路橋梁災害を除き、農地災害4件で16農家、農業用施設災害で1集落1組合と土地改良区であります。

その下の15款2項4目1節農業費補助金の緊急農村整備事業費補助金は、県単事業として事業費40万円以下の農地災害については3分の1を支援するとの通知がありましたので、これまで申請のありました畦畔復旧工事43件と、農地復旧工事7件の50件の県費補助金をさきの計上額の差額分として359万9,000円を追加補正しております。

次の8目1節の農林水産業施設災害復旧費補助金の農地・農業用施設災害復旧事業費補助金は、県を經由しての国からの補助金であります。分担金で説明のとおり補助率が高率の見込みになりましたので、その差額分1,075万2,000円を計上しております。

次に、8ページの歳出です。中段ですけれども、11款2項1目19節の小規模土地改良事業補助金は、歳入で説明のとおり県からの補助通知がありましたので、市の要項を見直し、農地災害については県と同率の3分の1のかさ上げ補助とし、また、農業施設災害については、農地災害との公平性から市単独で3分の2を補助することとし、さきの予算額の不足分630万円を補正計上しております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第3号についての補足説明を市民部長より。

市民部長（池田史郎君） それでは、議案第3号にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

今回の補正は、繰上償還と、それに伴う起債の借りかえによるものでございます。昭和57年度に年7.3%で借り入れしていたものの残金361万5,000円を借りかえして償還するものでございまして、今年度の定期償還日であります3月25日の時点での利率はまだ確定しておりませんが、この時点で新たに360万円を借り入れしまして、この償還期限は残りの5年間という形で借り入れしまして、過去の高い金利のものを繰上償還するものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第4号についての補足説明を産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 議案第4号の補足説明を行います。

平成2年度に公営企業金融公庫から利率6.7%で1,750万円を借り入れしておりましたが、このたびの国の承認通知により補償金が免除となりますので、今後3年度間で計画的に高い利率の起債を償還し、低利の起債に借りかえるものでありまして、今年度は7ページになりますけれども、歳入においては、歳出における償還額を借換債として1,150万円を計上し、8ページの歳出においては、借入元金の残額1,156万4,000円を計上し、歳出全体で1,150万円と調整して、繰上償還をするものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第5号についての補足説明をガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、議案第5号について補足説明をいたします。

これまでの議案と同様に、金利の高いものを繰上償還するという事で補正するものでございます。

3ページをお願いいたします。資金的支出ですけれども、今回の上水道事業における金利が7%以上の借りかえで繰上償還するものでございますけれども、旧資金運用部資金の財政融資資金で9件、1億4,722万3,957円、また、公営企業金融公庫に3件、8,410万6,766円、計12件で2億3,133万723円となっており、今回、2億3,133万円を計上しております。

また、収入につきましては、既定額を考慮しまして、不足分2億3,099万9,000円を補正したものでございます。

企業債の内容につきましては、2ページのほうに掲載しておりますが、公営企業金融公庫分については、公営企業の借換債により借り入れいたしますけれども、財政融資資金分については、上水道事業として民間の金融機関から借り入れを予定しているものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第1号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。なお、発言は自席で行ってください。

初めに、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 先ほど説明があって、1月中に校舎が完成すると、2月12日から移転作業で、18日から授業なので、18日から施行すると、こういう順序はわかりましたが、この2月18日というのは非常に半端な日にちだと思ひまして質問しますが、これはまず当然教育委員会としても学校の事情等も酌んでこの日にしたと思うんですが、学校側との協議、これがどのようになされたか。それから、住所変更に伴って、特に気になったのが進路指導等の関係で、文書上の問題がないかどうか、それから、対外的なものが間違っていくということは考えられないけれども、周知徹底の方法等も含めてどのようになっているかということと、それから、きょう見ましても、まだ工事中なわけで、移転作業をする前には道路などもきちっと完成していなければ、移転作業もままならないのではないかということも懸念されますので、外構工事、特に道路、この完成時期も含めて質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） さきの議案の補足説明でも申し上げましたとおり、2月18日に新しい象潟中学校がスタートするわけでございますが、この18日、学校の開校日をいつにするかということにつきましては、学校との十分な協議をしまいいりまして、学校の申し出によりまして、18日と決定したものでございます。

なお、今の時期は、進路指導の大変重要な時期であることは承知しておりますので、そのことも考慮しながら、いろいろと学校と協議してまいっておりますが、学校からは支障がないと、そういうような回答をいただいておりますし、進路指導にかかわる住所変更の周知については、徹底を学校のほうにもお願いしております。

それから、12日から引越作業を行うわけでございますが、全般的な外構工事の完成はもうちょっと後のほうになりますけれども、移転作業に差し支えないように、業者のほうにはお願いして、業者のほうにも周知しております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 教育機関関係は、県教委等も含めて、県教委のほうからも各市町村の学校等へ連絡が行くのか、その辺の具体的な内容。それから、もう一つ、今、ちょっとはっきりしないんですが、移転に支障がないようにということの中に、道路の完成がいつなのか、これが明確にな

っているのかどうか、その辺がちょっとあいまいでは困ると思うわけで、その点についても再度お尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 教育次長。

教育次長（小柳伸光君） きょうの議会で承認いただければ、外部的な住所変更の周知は徹底したいと思っております。

道路等の完成時期につきましては、外構も含めてすべて完成するのは3月の下旬と見込んでおります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 移転作業に伴う道路、これがどうなのかと。ほかのところは3月末でも影響はないかと思うんですが、移転作業をする際の道路がぬかるみだったり、それから、生徒が何回も往復したりするのに、泥道、あるいは砂利道の大変なところを歩くのでないかという懸念があるので、その点どうなんですかということと、その作業 — ちょっと幅が広がりますが、移転作業に業者を委託しているかと思うんですが、その点も含めて、一番気になる道路のところ、再度質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 移転作業には差し支えないように、その部分につきましては舗装等の工事はお願いすることにしておりますし、作業につきましても、大きなものが、備品的にかなり大きい、重いものがありますので、その辺は業者をお願いすることとしております。

【12番（村上次郎君）「はい、いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第1号に対してほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。

最初に、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 7ページと8ページですが、先ほど資料を配付していただいて、簡潔に説明を受けました。その中で、例えば、今ここへ来ての資料ですのであれですが、まちづくり交付金事業とか、そういうものも見込んでの計画ですと、財政健全化計画と、そういう説明だと理解をしているんですけども、だとすれば、もう少し、この公的資金補償金免除繰上償還における財政健全化計画、このことについてもうちょっと要約をして、これこれの健全化計画ですと、したがって、やったんですと、こういうふうにして、例えばこの健全化計画を見ますと、3ページで、「公債負担の適正化」というふうにあります、課題としてです。こういうことについて、まあ後で見ればわかるわけですけども、少しやっぱり説明をほしいと、こういうふうに思います。

それから、7ページの社会福祉総務費の灯油購入費等緊急助成費についてですが、およそわかりましたけれども、商品券ですね、商品券が、普通私たちが求めるような一般の商品券なのか、あるいは、灯油引き換え商品券ですと、そういう印刷になっているものなのか、ここについて説明がなされていませんでしたので、1つと、それからもう一つは、市内の灯油販売店の数ですね。何ヵ所

あって、商品券の取り扱い件数がその中で何件ですと、何店ですと、これもわかりだと思しますので、それについて伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） お答えします。

先ほど申し上げましたけれども、財政健全化計画については、この後、ホームページ等で公表することになっておりますので、その要点だけを御説明します。その中に今の御質問のものも含まれておりますので、そういうことで御理解願いたいと思います。

そうすれば、一般会計分の財政健全化計画について要点を御説明します。

1ページ目をごらんください。2つ目として、本計画の基準年度における各財政指標を載せております。これまでも御説明しておりますので、この点については省略いたします。

それから、4つ目の基本方針等については、本計画の名称、計画期間は19年から23年度までの5ヵ年といたします。公表の方法は、市ホームページ等により公表することとしております。あわせて基本方針を示しております。

2ページをお開きください。ここでは年利5%以上の公的資金の借り入れにかかわる3ヵ年の補償金免除による繰上償還希望額等が、各資金別、年利区分別、各年度末における各事業債残高を載せております。この表に基づく公的資金補償金免除繰上償還計画表は、先ほど御説明しました資料でございますけれども、これにより説明いたしますが、一般会計では3ヵ年の特例措置期間内における公的資金の繰上償還は、平成19年度では借り入れ利率が、財政融資資金では7%以上のもの、公営企業金融公庫資金では6.6%以上のものなど、償還総額4,963万2,401円、平成20年度では各資金の利率区分に応じ、総額4,255万3,787円、最終年度の平成21年度では総額1億8,540万4,731円、補償金免除にかかわる3年間の繰上償還総額を2億7,759万919円と計画しております。

他の特別会計にかかわるものについても同様に計画表を配付しておりますので、それぞれで御説明させていただきます。

また、このほかにも、任意による繰上償還も計画に組み入れてございます。

これらの繰上償還に伴う財政効果としては、4ページの指標等の欄をごらんください。下の表になりますけれども、実質公債費比率については、合併に伴う各事業の増に伴う公債費負担増などの影響から、平成20年度以降に上昇に転じますが、平成22年度の17.6をピークに再び減少に転じ、計画期間後の平成24年には、平成19年度計画当初と同じ15.9まで改善するものと見込んでございます。

また、地方債現在高についても、平成20年度をピークに減少し、平成23年度では、6月定例議会で御説明いたしました地方債現在高201億1,000万円に対し、197億5,200万円と、3億5,800万円の減少となる見込みでございます。

なお、最後の7ページですが、財政健全化計画にあわせまして、にかほ市行財政改革大綱及び集中改革プランに基づき、計画期間内における一般会計分の人件費及び物件費の削減効果としては、7億9,700万円になるものと見込んで計画しております。

その他、本計画にかかわる別紙資料も添付しておりますので、後ほど御参考にしてもらいたいと

思います。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） お答えいたします。

市内の灯油販売店数ですけれども、18店舗でございます。そのうち共通商品券を取り扱う加盟店は8業者で、店舗数は9店舗となっております。象潟4店舗、金浦2店舗、仁賀保3店舗となっております。

それから、商品券の内容でございますけれども、今回の事業は、灯油価格等の高騰分のみを補てんするという考え方ではなく、灯油価格などの高騰によりまして生活費を切り詰めざるを得ない高齢者世帯などの非課税世帯の方々に対しまして、生活費の一助として支援するものでありまして、商品券は灯油に限定したのではなく、従来の商品券と何ら変わるものではありません。

特に、今回は、商工会に特にお願いいたしまして、1,000円券のほかに500円券も発行していただきまして、使い勝手がよくなるように配慮したいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 総務部長に1点というか、財政状況の分析の中で財政運営課題ということで、課題の3の公債費負担の適正化ということで、類似団体の51万3,000円に対して — 地方債の現在高です — 15万9,000円の負担増となっております。したがって、これの減少のためにもこの繰上償還をするということになっているようですが、この繰上償還をした場合のおよその推計として、じゃ、どのくらいになるものか、これが計算されているとすれば、それが1つ。

それから、もう一つは、実質公債費比率については、今お話を受けておりますけれども、数字的に、この3年間の繰上償還した場合には、まあ利率まだわかっていないというさっきの説明ありましたけれども、およそのものは大体わかると思うんですよ。したがって、これだけの繰上償還した場合どのくらいの金額が軽減されるのか。これ、もし推計しているとすれば伺いたいと思います。

それから、健康福祉部長に対してですが、生活支援の一助、これはわかりました。したがって、一般の商品券と同じようなものと。これはいつまでの期限なのか、いわゆる使用できる期限がですね。というのは、こういう話が、たまたまこれ私の身近なところであったわけですよ。というのは、1月3日までの商品券が、12月28日に使用しに行ったら、19年中に使ってもらわなければ銀行に対して引きかえが遅くなるので早く使ってもらわなければ困ると、こういう商店もあったわけですよ。したがって、これはお客さんの都合というか、お客さん本位のものだと思いますので、商店の都合で早く使ってくれとか、こういう形にならないように商工会等に対しても指導をやっぱりする必要はあるんじゃないかと、こういう思いますから、その点について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 1人当たりの負担についてでございますけれども、平成23年度、この繰上償還を行わなかったとした場合は69万4,000円となります。これを、この繰上償還を実施した場合は68万1,000円となる見込みで今、試算しておるところでございます。

なお、繰上償還したことによる補償金免除の額ですけれども、3年間の総額で約2,800万円と試

算しております。

なお、借りかえていくわけですけれども、その部分についてはその借り入れ時点での金利によって変動する関係で、一般会計においては19年度は償還だけですので、20年度、21年度の利率についての試算はまだ行ってございません。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 商品券の期限でございますけれども、今回2月16日から8月17日までの6ヵ月間です。それで、商品券のほうにも期限を印刷してございます。それから、広報等でも、その6ヵ月間に使っていただくように失礼しました。2月18日から8月の17日でございます。失礼しました。広報等にもその6ヵ月間のうちに使っていただけるように啓発するとともに、商工会のほうにもそのようなことでお願いしてまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 説明もありましたので、端的に質問します。

3項目ありますけれども、入の関係で、歳入のほうでいうと、国のほうは交付税で算入してよくと。それから、県のほうは、先ほど説明あったように1世帯5,000円の2分の1と、こういうふうになっていますが、そのにかほ市で今実施しようとしている範囲、内容と、県の補助対象、あるいは国の交付金対象とのずれがあると、それだけ市の負担が、持ち出しがふえるというふうになりますので、その点のずれが国、それから県との関係でないかと。というのは、高齢者といった場合でも、にかほ市は65歳、一般的には70歳だと、県のほうでは、というようなずれがある可能性もあるので、その点についてお尋ねします。

それから、2つ目の助成の種別、人数等は先ほどありましたので、この件は省略しますが、現在は世帯を対象にしているということですが、原油高騰の影響というのは、まず花を栽培している農家とか、あるいはビニールハウスをやっている農家、それから漁船の関係、それから福祉施設等、多岐に及んでいくわけですので、そういう点のほうから、個人もしくは団体等からそういう要望がないか。それら団体等については上部のほうに行って国や県のほうから利子補給とかそういう形で来るのがこれまでの例が多かったんですが、そういうものが市のほうには届いていないかどうかということについてお尋ねします。

それから、さっき説明あった、サッカー場の本部棟改修工事ですが、これはできて間もないなと思っていたのに改修という。内容はドアの、戸の取り付けということですので、ある程度わかりましたが、これは当初見込まれていたのか、あるいは使ってみてやっぱり使い勝手の関係から改修しなければいけないというふうになったのかどうか、その点についてお尋ねします。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 今回の制度が国、あるいは県のほうの基準とどうなっているのかということでございますけれども、原油高騰下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議というのが昨年の12月22日にございまして、その会議で基本方針が決まったようであります。この中に、寒冷地における生活困窮者対策など、地方公共団体の自主的な取り組みへ支援していこうということであるようでございます。例えば、今回考えている高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯である住

民税非課税世帯に対しまして、1世帯当たり5,000円から1万円程度を助成する措置を講ずる市町村に国が助成するということが示されておりまして、それらの基本方針に沿って今回実施するものでございます。県の基準につきましても同様の基準で補助されるようでございます。

それから、要望につきましては、総務部長のほうからお答え申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 原油高騰にかかわる対策について、総合的な対策は国のほうでさまざまな分野にわたって示されておるわけですが、先ほど御質問ありましたとおり利子補給等の制度もでございます。そういうことがあるわけですが、市のほうに対しては、農業団体、あるいは漁業団体等、あるいは個人等から、正式な形でのそれに対する支援についてのお願いは届いてはございません。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 仁賀保運動公園サッカー場につきましては、合併間際の平成17年3月に竣工したものでございまして、昨年は御承知のように、国体等の大イベントを開催してまいりました。本部棟施設を維持管理するための配電盤等の計器を集めた集中管理、あるいは競技者や見学者の非常時における緊急避難場所として整備されてきたものでございまして、サッカー競技が開催されるごとに、天候に左右されず、観客のにぎわいなどの騒音を遮断し、アナウンスや試合記録の集計を行うために隔絶した、そして試合を監視できる、風が当たらない、寒さを防げる、そして防音効果のある四方が仕切られた本部棟の必要性をいろいろ指摘されてまいりました。

昨年の国体やJFLの大会につきましては、そのような条件を、プレハブ棟2棟を設置しましてカバーしてきたわけですが、プレハブ棟は基礎工事が無いということで長期間の設置は建築基準法に違反するというようなことで県からの指摘もありまして、昨年の12月に撤収しております。今回の補正予算は、前段でお話ししましたとおりに、そういうような付加機能を本部棟に持たせるように改修したいと、そういうものでございます。TDKのサッカーチームが出場するJFL大会の試合は、もう3月22日からスタートするということでございますので、取り急ぎ今回の臨時議会に計上したというものでございます。よろしくお祈りしたいと思います。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 原油高騰対策についての国の支援は地方公共団体でやるものを支援するというものですからわかりますが、県のほうも同様なかどうか。若干、年齢を一つの例として出しましたけれども、県は70歳以上でなければだめだとか、そういうことがないかどうか。あくまでも市でやっていくものには全部該当していくというふうになるかどうか、最後にその1点お尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 県の補助制度でございますけれども、国が示しているとおりに、市町村が実施する事業に対しまして助成しようとする事業でありまして、年齢等県と打ち合わせしておりますけれども、これに合致するというので理解しております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほど農業団体、漁業団体からの具体的な支援策については公式には来ていないということをお話ししましたがけれども、ただ、原油高騰における影響額の試算については、この程度の影響を受けるというふうな報告は受けてございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第2号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、議案第2号の質疑を終わります。

所用のため11時15分まで休憩します。

午前11時6分 休 憩

午前11時17分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第3号平成19年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑の通告がありましたので順次発言を許します。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） これ、簡易水道特別会計補正予算、それから、議案は違うわけですが、時間の関係ありますから、それぞれ3つの議案について同じ内容で出しています。したがって、先ほど計画書をいただきましたけれども、できれば、やっぱり説明も、かなり簡易にやられていますので、こういう資料については、本来はやっぱり、将来の財政というか、あるいは市のあり方というものについて勉強する問題ですから、こういう資料についてはやっぱり前に出していきたいなど、そういうことで希望を申し上げて、一つは、この3事業の、この3年間の繰上償還をした場合に、先ほど一般会計の際も聞きましたけれども、これだけこれだけこれだけやっぱり軽減されますよと計算されていると思いますが、それを伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、まず最初に、配付されております資料の御説明をしたいと思えます。「公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画（簡易水道事業会計分）」と表紙に書いてある資料でございます。

この資料についてでございますが、市長及び総務部長からも説明がありましたように、この計画書は昨年10月に財務省に提出した補償金免除繰上償還申請書でございまして、その後12月に繰上償還が承認されているものでございます。

表紙の裏の1ページをごらんいただきたいと思えます。その1ページのうちの、2、財政指標等についてでございます。公営企業債現在高133とありますが、単位が100万円ですので、平成18年度末で簡易水道関係の起債残高が1億3,300万円あるという意味でございます。また、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率はにかほ市の数値でございまして、これらの数値は補償金が免除され、あるいは繰上償還が承認されるための判断の基礎数値となったものでございます。

次、2ページでございます。今回、年利率6%以上7%未満のもので180万円、年利率7%以上の

もので 360 万円について繰上償還を希望し、その金額と補償金免除額が記載されておりますが、希望どおり認められ、今回そのうち 360 万円について補正予算に計上となったものでございます。

今回の補正で 360 万円を借りかえし繰上償還することによって利率 7% 台の起債の残はなくなることとなります。実際は旧仁賀保町の方で昭和 54 年度に借入れしたものの、7% 台のものがござい
ますが、たまたま今年度末が最終の償還年度でございましたので、3 月で全額完了することになる
ことから、7% 台の借入れ起債はなくなるということになります。

また、繰上償還の条件として、7% 台のものは平成 20 年 3 月の定時償還日 — ことしは 3 月 25
日になっておりますけれども — 定時償還日に、それから 6% 以上 7% 未満のものについては平
成 21 年 3 月の定時償還日に繰上償還するということになっておりますので、認められたうちの残り
180 万円については、来年 3 月の定時償還日に繰上償還という計画になっております。

最後のページの 11 ページをごらんいただきたいと思います。一番最後です。これの、年度別目
標の表の一番下に「企業債現在高」という項目がございます。網が 2 本入ったところの囲まれたと
ころです。これを見ますと、平成 20 年度までは起債残高が減っていきませんが、21 年度以降増加す
る予想になっております。これは、簡易水道の場合、合併を踏まえまして、向こう 10 カ年の統合計
画というものがござい
ます。現在 10 カ所ある市内簡易水道を経営統合、あるいは施設統合をしながら
整備を進めまして、行く行くは上水道に移管するという計画のものでござい
ます。その過程でさ
まざま、特に施設統合に関しては、設備投資をした上で上水道移管という形になります関係から、
このように起債残高がふえていくという計画になっているものでござい
ます。

以上でござい
ますが、では幾ら軽減になるのかという竹内議員の御質問でございましたが、今の
残金 360 万円の 7.3% で借りておって、残り向こう 5 年間、最終償還まであるわけですから、単純
に計算しまして 360 万円を 7.3% で計算しますと、利息が 26 万 2,800 円になるわけ
です。3 月 25 日に借入れする時点での利率というのは、今の時点では決まってお
りませんので、正確な比較の
ための計算ができないわけですが、一応担当としては幾ら高くても 2.1% は超えない
だろうという
計算をしてござい
ます。で、その 2.1% で 360 万円を計算しますと、1 年間で 7 万 5,600 円
ですか、単純に計算しまして、その差額が 18 万 7,200 円になるわけ
です。これの 5 年償還でござい
ますが、元金が減っていくんで単純には計算できないわけ
ですけれども、こういう計算でいきますと 93 万 6,000 円軽減になる
という計算になりますが、ただいま申し上げましたように、5 年間で順次元金も
減っていくわけで、その利率の差というのはちょっと今、手元では計算、
単純な計算しかできませ
ん。以上です。

議長（竹内睦夫君） よろしいですか。

16 番（竹内賢君） いいです。

議長（竹内睦夫君） 次に、12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 全部説明してもらいましたのでいいんですが、ちょっと通告しないこと
についても一つ聞いていいですか。

これは旧町時代もそうだったんですが、周辺の金利がどんどん下がって、超低金利というふう
になるにもかかわらず、市町村が借りているものは依然としてその高い金利で払わなければ
いけない。

それが延々と続くということで、申し出によって借りかえができるという制度でないのかということを知ったことがありましたけれども、これはなかなかなかったそうで、今回たまたま配慮と言えはいいですか、借りかえすることができる条件ができたわけですが、これ以前にはこういう申し出をして借りかえできるといことがなかったのかどうか。そして、さらにこういう問題こそ地方六団体等で要望して、金利の低いほうに借りかえを促進できるようにといことがあればいいと思うんですが、そういうのもあまり聞いたことがないし、今後、あるいはこれまで、こちらの申し出によって借りかえができる条件にないのかどうかだけお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） お答えします。こちら側からの申し出により繰上償還することとなれば、先ほど申しあげましたとおり補償金免除というものはなくなるわけで、処理に当たっての金利についても負担しての償還ということになりますので、財政的に多大な負担になるのでできないということで、過去においては今回のような特例措置が、私の記憶では制度としてはあって、それに対応した時代もあったというふうに記憶してございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今回 19 年度から 21 年度までの 3 カ年特例が認められたわけですが、これまで市長会、あるいは町村会を通して総務省に働きかけをしてきたところでございます。そういう形の中で、今回 3 カ年という形で、限定ではございますけれども認められたということは大変よかったなと思っております。できるだけその制度を活用しながら返済していきたいものだと思っております。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 3 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、議案第 3 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 4 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 簡潔に申し上げます。いずれ、農業集落排水事業の建設事業については終了するわけですが、その後の健全財政というか、財政のあり方についても検討された計画内容だと思うんです。その中で、1 点、「23 年度までに現状に合った使用料となるよう料金改定を進めます」というふうにしてあります。したがって、恐らく料金改定ということは、下がるということはほとんどないと思うんですね。それらについて、どういう検討をされて、今現在検討されている健全財政の計画が出されたと思うんですが、それらについて少しの説明をお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 答弁の前に、そうすれば、この健全化計画の内容の説明は要りませんか。

【16 番（竹内賢君）「してもらえれば一番いいですけども。簡潔に」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 11 時 30 分 休 憩

午前 11 時 34 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 先ほどの質疑でありますけれども、農集排、それから都市下水道、これらと統一した料金をもってガス水道事業所の水道料と一緒に徴収計画ということで現在計画を進めているところであります。その計画がいつできるのかということについては、今後時期を見ながら検討していくこととなりますけれども、そのような計画を持っております。

議長（竹内睦夫君） 16 番議員よろしいですか。

16 番（竹内賢君） 今の点でいいです。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 4 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、議案第 4 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 5 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 4 号）の質疑を行います。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 簡潔に申し上げます。今の産業部長のような形での答弁、回答をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 竹内賢議員、説明ということですか、資料の。

16 番（竹内賢君） はい。この資料に基づいて。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 11 時 36 分 休 憩

午前 11 時 41 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き再開します。

ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、改めまして軽減額だけ申し上げたいと思います。19 年度分の借りかえを行うことによりまして、およそ 3,741 万円ほどの軽減を見込んでおりますし、また、19 年度においてもほぼ同額のものが見込んでいます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員、よろしいですか。

【16 番（竹内賢君）「ありません」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 5 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、議案第 5 号に対する質疑を終わります。

これから議案第 1 号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。討論を省略したいと思いますますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 1 号にかほ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）の討論を行います。この討論を省略したいと思いますますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 2 号に対する討論を終わります。

これから議案第 2 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 2 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）の討論を行います。この討論を省略したいと思いますますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 3 号に対する討論を終わります。

これから議案第 3 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 3 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）の討論を行います。討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 4 号に対する討論を終わります。

これから議案第 4 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第4号平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）の討論を行います。討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第5号の討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第5号平成19年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成20年第1回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午前11時47分 閉 会